

報告第14号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和5年11月29日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

5 専第 1 1 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 5 3 年 1 2 月 2 2 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 8 2 , 5 0 0 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 5 年 1 1 月 1 5 日
- 4 事 案 概 要 令和 5 年 9 月 6 日（水） 1 8 時 1 9 分頃、消防隊員が救急活動中に階段から足を踏み外し転落した際に、右肘で階段後ろの土壁を損壊させたもの。
- 5 そ の 他 相手方修理費 8 2 , 5 0 0 円
消防業務賠償責任保険額 8 2 , 5 0 0 円
市持出額 0 円

令和 5 年 1 1 月 1 5 日

交野市長 山 本 景